様式第５号の２（第７条の２関係）

市川市景観計画区域内行為事前協議書

　　年　　月　　日

市 川 市 長

協議者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　（　　　）

市川市景観条例第２２条の２の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所（地名地番） | 市川市 |
| 行為の種類 | 建築物□新築　　□増築□改築　　 | 建築物の用途： |
|  | 建築部分 | 既存部分 | 合　　計 |
| 敷地面積 | ㎡ | ― | ㎡ |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高　　さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 階　　数 | 地上　　　　　階 | 地上　　　　　階 | 地上　　　　　階 |
| 行為の期間 | 着手予定日　　　　　年　　月　　日　～　完了予定日　　　　　年　　月　　日 |

提出書類及び資料の利用について、下記事項を確認の上、□に✔を入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提 出 書 類 | □ 市川市景観計画区域内行為事前協議書（様式第５号の２・別紙１・別紙２）□ 委任状（代理で届出をする場合）　　□ 位置図　　□ 配置図□ 立面図（全ての面に着色し、マンセル値記載。）　□ 周辺写真（カラー２面以上） |
| 資料の利用について | □ 上記提出書類を景観重点地区に係る関係者に提示する場合があることについて、異議ありません。　※個人情報については、当該関係者に提供することはありません。 |

別紙１－⑴

建築物の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用途地域及びゾーン区分 | 地域 | ゾーン |
| 構造 | 　　　　　　　　　　　　　　　造　（一部　　　　　　　　　　　　　　造） |
| 門、塀の構造、高さ及び長さ | 門：構造（　　　　　　　　）高さ（　　　　　　ｍ）長さ（　　　　　　ｍ） |
| 塀：構造（　　　　　　　　）高さ（　　　　　　ｍ）長さ（　　　　　　ｍ） |
| 屋外に設置する建築設備の種類及び高さ（地下構造物を除く。） |  |
|  | 仕上げ（材料・方法） | 色彩（マンセル値） |
| 屋根 |  |  |
| 外壁 |  |  |
| 建具（玄関・窓） |  |  |
| その他 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 代理者 | 所在地事務所名氏　名電話番号 |
| 設計者 | 所在地事務所名氏　名電話番号 |
| 施行者 | 所在地営業所名氏　名電話番号 |

別紙１－⑵

工作物の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用途地域及びゾーン区分 | 地域 | ゾーン |
| 構造 | 　　　　　　　　　　　　　　　造　（一部　　　　　　　　　　　　　　造） |
| 　 | 仕上げ（材料・方法） | 色彩（マンセル値） |
| 基本部分 | 　 | 　 |
| その他 | 　 | 　 |
| 備考 | 　 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 代理者 | 所在地事務所名氏名電話番号 |
| 設計者 | 所在地事務所名氏名電話番号 |
| 施行者 | 所在地営業所名氏名電話番号 |

別紙２

景観形成基準・方針確認表

景観形成基準を確認の上、具体的な配慮事項を各欄に記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 景観形成基準 | 具体的な配慮事項 | 照合※ |
| 勧告 | 配置 | 門や外壁の位置を合わせるなど、配置の連続性に配慮する。 |  | □ |
| 黒門～赤門の区間の参道に面する建築物の外壁は道路境界線から０．５ｍ以上後退させるよう努める。また、後退した部分はオープンスペースとし、塀や自動販売機等は設置しないよう努める。※風致地区内においては、当該許可基準に従うこと。 |  | □ |
| 規模 | ２階建て程度の建築物が立ち並ぶ雰囲気を生み出すため、黒門～赤門の区間の参道に面した建物の部分は２階建てとし、３階建て以上の壁面は２階建て部分よりも後退させるよう努める。※風致地区内においては、当該許可基準に従うこと。 |  | □ |
| 外観デザイン | 周辺の景観と類似した素材・色彩・形態を用いるなど外観デザインの統一感に配慮する。 |  | □ |
| 周辺景観になじむ素材を採用し、光沢のある素材や反射する素材などの著しく突出する素材の使用は控える。 |  | □ |
| 屋根 | * 屋根は勾配屋根とし、参道に面する１階の外壁には軒庇を設置するよう努める。
* まち並みの連続性を意識し、軒庇の位置を揃えるよう努める。
 |  | □ |
| 外壁 | * 寺町らしい風情に配慮し、塗壁、板壁等とするよう努める。
 |  | □ |
| 建具等 | * 寺町らしい風情に配慮し、木製もしくは木調の建具とするよう努める。
* 格子窓や格子戸とするよう努める。
 |  | □ |
| 建築設備 | * 建築設備は、露出させない、あるいは建築物本体と類似し、又は調和する素材・色彩・形態を用いるなど、目立たなくさせるよう努める。
 |  | □ |
| 門塀柵等 | * 周囲との調和や街なみの連続性に配慮し、生垣や竹垣もしくは板塀、塗壁等の和風の雰囲気の塀等とするよう努める。
* 門扉を設ける場合は、街なみに配慮したものとする。
 |  | □ |

※記入不要

※記入不要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 景観形成基準 | 具体的な配慮事項 | 照合※ |
| 勧告 | 外観デザイン | 自販機等 | * 自動販売機やゴミ置場を設置する場合は、参道からの見え方に配慮し、適切な修景措置に努める。
 |  | □ |
| 外構等 | 緑化 | 敷地内の緑化（黒門～赤門の参道際はプランター等による軒先緑化）に努める。 |  | □ |
| 駐車場 | 敷地内に駐車スペースを設ける場合は、参道に対して露出しない、生垣・門・植栽を設置する等、周囲の景観との調和やまち並みの連続性に配慮する。 |  | □ |
| 変更命令 | 外観デザイン | 色彩 | 建築物や工作物の色彩は寺町らしい風情に配慮したものとする。* 推奨色（色彩基準参照）を積極的に使用する。
* 色彩表（色彩基準参照）の範囲内とする。
 |  | □ |